

平成 31 年 3 月 11 日

許可業者の皆様

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

**平成 31 年度 車両承認証・機材承認証及び
ごみ等処理施設搬入許可証の交付等について（通知）**

平成 31 年 4 月 1 日からの車両承認証・機材承認証（ステッカー）（以下、「車両承認証等」という。）及びごみ等処理施設搬入許可証（以下、「搬入許可証」という。）の交付に関して、次のとおり取り扱います。

記

1. 車両承認証等

（1）車両承認証等の交付について

車両承認証等は、一般廃棄物指導課の窓口で交付しますので、窓口の混雑を避けるため、許可番号により、あらかじめ**交付の日程を指定**します。

以下の点にご注意のうえ、該当する日時に一般廃棄物指導課窓口で受け取ってください。

※来庁の際は、必ず顔写真を登録した申請人又は役員、従業員が来庁してください。

顔写真の登録の無い社員等が来庁しても、交付はできません。

（2）交付する書類

平成 31 年度 車両承認証等

(3) 車両承認証等の交付日

日 付	時 間	許 可 番 号
4月1日(月)	13時～17時	001-000 ～ 002-000 004-000 ～ 029-000 031-000 ～ 045-000
4月2日(火)	9時～12時	003-001 ～ 003-101
4月2日(火)	13時～17時	003-102 ～ 003-172 030-001 ～ 030-022
4月3日(水)	9時～12時	030-025 ～ 030-108
4月3日(水)	13時～17時	030-110 ～ 030-184 050-001 ～ 090-002
4月4日(木)	9時～12時	予 備 日
4月4日(木)	13時～17時	
4月5日(金)	9時～12時	予 備 日
4月5日(金)	13時～17時	

※指定の日時に来庁できない場合は、予備日に来庁してください。

2. 車両承認証等貼付について

(1) 車両承認証等の貼付方法

- ・車両承認証等は、同封しています「ステッカー貼付の注意事項」をよく読んで、交付後速やかに貼付してください。
- ・別途お渡しする「車両一覧表」を参照し、ステッカー番号と車両番号を確認してから貼付してください。
- ・貼り間違えた場合、また、「車両一覧表」に記載されている車両が代替等で変更する予定がありましたら、至急一般廃棄物指導課まで連絡をお願いします。

(2) 確認方法

提出いただいた写真により貼付状況の確認を行います。

以下の写真6点を撮影のうえ、**第7-2号様式を大阪市ホームページよりダウンロードし、承認車両の写真**を貼付してください。

- ①車両の運転席側の斜め前45°から撮影した写真
- ②車両の助手席側の斜め前45°から撮影した写真
- ③車両の運転席側の車体側面写真（車体側面が画面からはみ出さないように撮影）
- ④車両の助手席側の車体側面写真（車体側面が画面からはみ出さないように撮影）
- ⑤車両後部全体の写真

} ナンバープレートと承認番号が確認できるように撮影してください

※塵芥車の場合は投入口のスライドゲートを閉じて。箱車の場合はシート掛けした状態で撮影。

- ⑥車両正面から撮影した、ドライブレコーダーの設置及びナンバープレートの車番が確認できる写真

※コンテナ車についても同様に確認を行います。

① 車両専用コンテナ

車両専用の専用ステッカー・機材承認証を貼付後、コンテナ左右側面の写真を同封の台紙に貼付し、一般廃棄物収集運搬業におけるコンテナ等取扱要領の「第4号様式 車両専用コンテナによる収集申請書」を添付し提出してください。

② コンテナ車専用コンテナ

- ①コンテナ車専用ステッカー・機材承認証を貼付後、コンテナ左右側面の写真、②設置場所に設置した状態の写真を同封の台紙に貼付し、③設置場所周辺住宅地図、④設置場所敷地内のコンテナ設置位置図を添付し提出してください。

(3) 注意事項

- ①(旧)ステッカーは、**破れた状態でも必ず一般廃棄物指導課に返却**してください。
- ②コンテナ車両の確認写真については、本市が承認したコンテナ（コンテナステッカーが貼ってあるもの）のいずれか1つを積載した状態で撮影してください。
- ③承認車両には、市民に威圧感を与える装飾品等を取り付けないでください。

④助手席側の扉に安全窓がある場合は、余白スペースを考慮して貼付してください。

助手席側に限り、安全窓等によりスペースが確保できない場合は、
キャビン部または荷室前方側面への貼付も認めます。

安全窓等には、車両承認証を貼付しないこと。

⑤以上の注意事項に違反している車両は、平成 31 年度 搬入許可証を交付しません。

※不適正な貼付がされている場合（貼付の位置、車体表示が不適正な場合も含む）

ステッカーの貼り直し等の指示をします。

3. 車両承認証の確認及び搬入許可証の交付について

（1）車両承認証・機材承認証等の確認について

「2（2）確認方法」により撮影し、第7-2号様式に貼付した写真をご提出ください。審査のうえ、搬入許可証の交付を行います。

コンテナ車等についても同様に取り扱います。

（2）搬入許可証の交付について

搬入許可証は、一般廃棄物指導課の窓口で交付しますので、窓口での混雑を避けるため、許可番号により、あらかじめ**交付の日程を指定**します。

以下の点にご注意のうえ、該当する日時に一般廃棄物指導課窓口で受け取ってください。

※来庁の際は、必ず顔写真を登録した申請人又は役員、従業員が来庁してください。

顔写真の登録の無い社員等が来庁しても、交付はできません。

(3) 搬入許可証の交付日

日 付	時 間	許 可 番 号
4月15日(月)	9時～12時	001-000 ～ 002-000 004-000 ～ 029-000 031-000 ～ 045-000
4月15日(月)	13時～17時	003-001 ～ 003-060
4月16日(火)	9時～12時	003-061 ～ 003-125
4月16日(火)	13時～17時	003-128 ～ 003-172
4月17日(水)	9時～12時	030-001 ～ 030-050
4月17日(水)	13時～17時	030-051 ～ 030-100
4月18日(木)	9時～12時	030-101 ～ 030-156
4月18日(木)	13時～17時	030-157 ～ 030-184 050-001 ～ 090-002

※指定の日時に来庁できない場合は、平成31年4月19日(金)以降の開庁時間に
来庁してください。

(4) 注意事項

- ① 交付の際には必ず車両承認証(ステッカー)の貼付確認のため撮影した車両写真
を持参し、審査を受けてください。車両写真の提出がされていない場合、または審
査により不適切であった場合は平成31年度搬入許可証をお渡しできません。
- ② 平成30年度(旧)搬入許可証は、5月15日(水)までに必ず返却してください。
(郵送可)
- ③ 5月1日以降は、平成30年度(旧)搬入許可証では搬入できません。

【お問い合わせ】

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階

大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課 担当：平田・橋本

TEL：06-6630-3265